

平成26年度

財政援助団体監査結果

佐渡市監査委員は、財政援助団体監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次
佐渡市監査委員 中川隆一

1 監査の対象

補助金等交付団体として、次の2団体に對し平成25年度に市が交付した補助金等に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査の結果、佐渡市からの補助金等交付に係る事務について、一部に不適切な事務処理や改善を要する事例が見受けられた。

3 指摘事項

(1) 一般社団法人 佐渡観光協会に對する指摘事項

ア 佐渡観光協会の設立から7年以上経過しているが、規約等に不備な点が見られた。(会計処理規程の勘定科目区分が整理されていない、規約どおりに備品台帳が整備

されていない)

補助金交付を受ける団体として適正な団体運営と事務処理が求められるため、規則の整備や財産台帳等の整備は適正に行うことを求める。

イ 佐渡観光協会運営費の対象経費に芸能披露謝礼やイベント補助も含めているが、これらは団体運営の経費とはいえず、事業経費である。補助の目的に合った対象経費に限定し、補助金を請求するよう求める。

ウ 佐渡観光協会の定款では、経常経費は会員から会費と会員負担金を徴収して充てることになっているが、それらを事業費等に充て、経常経費の全額を佐渡市からの補助金の対象経費としている。定款の趣旨を考慮の上、補助金の対象経費を限定するよう求める。

(2) 観光振興課に對する指摘事項

ア 佐渡観光協会に對する補助金交付要綱は「補助金の額は、毎年度市長が別に定める」となっており、交付要件、対象経費などの交付基準の記述が曖昧なため、佐渡観光

協会のすべての予算が補助対象となっている。

また、補助金の上限や補助率が示されていないため算定根拠が明確でないばかりではなく、多くの事業に對する補助率が100%となっている。

補助金交付要綱の見直しを求める。

イ 佐渡観光協会に對する補助金の額は前述のとおり、毎年度市長が別に定めることとなっているが、佐渡観光協会運営費補助以外の事業については、市長の決裁を受けていない。これは交付要綱に違反する手続きなので適正な手続きを求める。

ウ 外国人旅行誘致事業について補助対象経費のうち佐渡観光協会が支出すべき1446千円が平成26年11月まで未精算となっていた。平成25年度事業で予算の繰り越し手続きも行っておらず、年度内に事業が完了していないにもかかわらず補助金を交付している。これは補助金等交付規則に逸脱した事例であり、補助金等交付規則に基づき、補助金の返還措置を講ずるよう求める。

(3) 一般財団法人 佐渡市スポーツ振興財団に對する指摘事項

ア 佐渡市スポーツ振興財団の設立から3年以上経過しているが、規約等に不備な点が見られた。(就業規程の中で必要な「別表」の不備、会計処理規程の勘定科目区分や備品管理に関する記述の不備等)

補助金等交付を受ける団体とし